

## 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充されました。

(これまで)

- ・対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・要件：ハローワークへの求職申込みが必要



対象の拡大（4月20日～）

休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象となりました。



更に利用しやすい制度へ（4月30日～（予定））

ハローワークへの求職申込みが不要になりました。

### 対象者

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方。

### 支給期間

原則3ヶ月。（引続き住居確保給付金の支給が必要と認められる場合は、3ヶ月延長可能（最大9ヶ月まで））

### 支給額

単身世帯：29,000円、2人世帯：35,000円、3人世帯：38,000円（いずれも上限額）  
収入状況によって、支給額は変わります。

### 支給要件

- 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、市民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額（住宅扶助基準額が上限）を超えないこと。

単身世帯：10.7万円、2人世帯：15万円、3人世帯：17.8万円

○資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと。

単身世帯：46.8万円、2人世帯：69万円、3人世帯：84万円

など

お問い合わせ・お申し込みは

四万十市自立相談支援機関

NPO法人若者就労支援センターつながるねっと

四万十市具同田黒1丁目10-5

電話：0880-34-8100 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

<http://npo-tunagaru.net/>